

2005年(平成17年)6月10日

藤沢市青少年指導員の委嘱について

1 委嘱した者

別紙名簿のとおり

2 任期

2005年6月1日から2006年3月31日まで

3 委嘱した理由

藤沢市青少年指導員が欠員であった地区に、藤沢市青少年指導員設置規則第3条の規定により補欠の指導員を委嘱したことによる。

参 考

藤沢市青少年指導員設置規則 抜粋

(指導員)

第3条 指導員の定数は、224人以内とする。

2 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 委嘱する日において63才未満である者

(2) 青少年の指導について理解及び深い関心を有する者

3 指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 指導員は、再任されることができる。